

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成26年3月7日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

1 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

協会が実施する保健指導業務遂行に起因する賠償責任保険の契約
被保険者数780名

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 保険期間

平成26年4月1日午後4時から平成27年4月1日午後4時まで
(ただし、平成28年度までを上限として契約を更新する。)

(4) 見積競争方法

見積金額は総価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書配付場所

〒102-8575 東京都千代田区九段北4-2-1市ヶ谷東急ビル9階
全国健康保険協会経理グループ 担当 岩崎
電話(代表) 03-5212-8214
(仕様書はホームページ上でダウンロードできます。)

(2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

全国健康保険協会 保健第二グループ 担当 阿部
電話 03-5212-8221

(3) 見積書提出期限

日 時 平成26年3月14日(金) 午前11時00分

3 その他

(1) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

(2) 見積書と併せて、保険契約内容を記載した書類、会社概要(保険財務力格付け、業績状況等確認出来るもの)を提出すること。(担当が必要と認めた場合、追加で資料を依頼することがある。)

(3) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

(4) 見積結果は当協会受付前に掲示する。(決定業者のみ別途連絡する。)

賠償責任保険仕様書

1. 件名

全国健康保険協会が実施する保健指導業務の遂行に起因する賠償責任保険

2. 目的

全国健康保険協会が実施する保健指導業務（当協会に所属する保健師、管理栄養士、看護師が実施する保健指導）の遂行に起因して発生した、加入者の身体の障害について負う法律上の賠償責任を補償すること。

3. 保険契約基本事項

(1) 保険契約者 全国健康保険協会

(2) 保険期間 始期 平成 26 年 4 月 1 日 午後 4 時から
終期 平成 27 年 4 月 1 日 午後 4 時まで（第 1 期）

(3) 契約更新 第 1 期の保険終期までに以下の①～③を確認し、特に問題ない場合には保険契約を更新する。ただし、年度単位での更新とし平成 28 年度までとする。

- ① 更新時保険料が不当に高くないこと。
- ② 保険事故があった場合の処理が円滑に行われていること。
- ③ 保険会社の経営状況等の変化により、契約を更新することで当協会が不利益を被るおそれがないこと。

(4) 保険料支払方法 一時払

4. 賠償責任保険の種類等

(1) 保険種類 保健指導に起因する法律上の賠償責任を担保する保険

適用約款 ・賠償責任保険普通保険約款
※本仕様書の条件を満たすことを前提に、普通保険約款以外の約款を使用することも可。

(2) 被保険者 全国健康保険協会に勤務する保健師・管理栄養士・看護師

(3) てん補限度額及び免責金額 1 事故 1 億円、保険期間中 1 億円、免責金額なし

(4) 付帯特約条項及びてん補限度額並びに免責金額等

- ①財物損壊担保特約条項： 保健指導業務に起因して発生した指導対象者や訪問客等の他人の財物の損壊（業務の遂行にあたって使用もしくは管理する財物の損壊を含む）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対する特約。
1 事故 1 億円、保険期間 1 億円、免責金額なし
- ②人格権侵害担保特約条項： 保険期間中に行われた不当行為によって発生した人格権侵害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対する特約。
1 事故 1 億円、保険期間中 1 億円、免責金額なし
- ③訴訟対応費用担保特約条項： 保険期間中に発生した事故に起因して被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、応訴のために必要となる意見書・鑑定書作成費用又は相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用に対する特約。
1 事故 1,000 万円、免責金額なし
- ④初期対応費用担保特約条項： 事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に、被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、身体の障害を被った被害者への見舞金等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用に対する特約。
1 事故 500 万円、免責金額なし
見舞費用は被害者 1 名につき 10 万円を限度。
- (5) 保険料算出基礎 780 名（全国健康保険協会が雇用している保健師及び管理栄養士）
206,284 件（平成 24 年度における特定保健指導実施件数）
- (6) 保険期間中の増減 保険期間中に対象となる保健師・管理栄養士・看護師の人数が増減した場合は自動的に補償の対象とする。なお、保険期間中の保険料の追加金・返戻金は行わない。

5. 募集方法

募集期間内に、次の(1)～(3)に掲げる書類を提出する。

- (1) 保険契約内容を記載した書類
- (2) 保険料の見積書（諸経費を含めた年間保険料）
- (3) 会社概要（保険財務力格付け、業績状況等わかるもの）

※書類提出後、追加で資料を依頼することがある。

6. 提出期限

平成 26 年 3 月 14 日（金） 午前 11 時 00 分

7. 選考方法

提出された保険料等を書類審査するものとし、主として次の事項を比較し検討のうえ、選定する。

- ・ 保険料の最も安い商品
- ・ 商品内容が当協会の基準を満たしているもの
- ・ 当該保険会社の業績状況（経常収益等）

8. その他

- (1) 保険会社直接扱いとする。
- (2) 本仕様書の内容及び解釈に疑義が生じた場合、その他特に必要がある場合は、その都度当協会の担当者と協議し、決定・解決すること。
- (3) 「全国健康保険協会が実施する保健指導」とは、高齢者の医療の確保に関する法律第 24 条に基づく特定保健指導及び健康保険法第 150 条等に基づく健康相談等である。
したがって、被保険者となる保健師は、保健師助産師看護師法第 5 条に規定する看護師としての業務（療養上の世話及び診療の補助）や医師の指示に基づく医療行為は行わない。
- (4) 上記特約条項以外で、補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。
- (5) 本仕様書に定める条件と比較し、サービスの付保、支払条件の緩和・拡大など、当協会に有利となる条件変更は認める。

9. 本件に関する照会先

全国健康保険協会 保健第二グループ 担当 阿部
電話 03-5212-8221（直通）